

企業法

本試験

問題 19 金融商品取引法に基づく次の開示書類のうち、投資者に直接交付（直接開示）されるものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5 点）

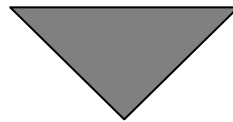
～ 略 ～

イ. 目論見書

《解答 19》

イ. 目論見書は、投資者に直接交付（直接開示）される開示書類である（金商 15 条 2 項、2 条 10 項）。

有価証券の発行者、売出人、引受人、金融商品取引業者等は、募集又は売出しの届出が必要な有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合、13 条 2 項 1 号に定める事項を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならないのが原則である（金商 15 条 2 項）。



短答公開模試

問題 20 金融商品取引法の発行開示に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 目論見書は、発行開示書類であり、かつ直接開示される書類であって、開示用電子情報処理組織（EDINET）の使用は義務付けられていない。

《解答 20》

ア. 正 目論見書（金商 13 条）は、発行開示書類であり、かつ直接開示される書類である。したがって、開示用電子情報処理組織（EDINET）の使用は義務付けられていない。開示用電子情報処理組織（EDINET）の使用が義務付けられるのは、間接開示される書類のうち一定のものである（金商 27 条の 30 の 2）。